年 間 納 税 予 定 表

月	国	県	市
			27日 国民年金保険料
4			30日 固定資産税(第1期分)…評価がえの年 は5月に変更
5	31日 消費税の中間申告(個人事業者)…第1四半期分	31日 自動車税	27日 国民年金保険料
	31日 所得税第3期分の延納届出による延納税額納付		30日 軽自動車税
6	15日 所得税の予定納税額の通知		27日 国民年金保険料 30日 国民健康保険料(第1期分)
O			30日 国民健康保険料(第1期分) 30日 市県民税(個人事業者の第1期分)
7	10日 源泉所得税納付(年2回納付特例適用者)		27日 国民年金保険料
	15日 所得税の予定納税額の減額申請		31日 国民健康保険料(第2期分)
	31日 所得税第1期分納付(予定納税)		31日 固定資産税(第2期分)
8	31日 消費税の中間申告(個人事業者)…半期分、第2四半期分	31日 個人事業税(第1期分)	27日 国民年金保険料
			31日 国民健康保険料(第3期分)
			31日 市県民税(個人事業者の第2期分)
9			27日 国民年金保険料
			30日 国民健康保険料(第4期分)
			30日 固定資産税(第3期分)
10			27日 国民年金保険料 31日 国民健康保険料(第5期分)
	 15日 所得税の予定納税額の減額申請	30日 個人事業税(第2期分)	31日 市県民税(個人事業者の第3期分) 27日 国民年金保険料
11	30日 所得税第2期分納付(予定納税)	00日 個八爭來(加州2朔月)	30日 国民健康保険料(第6期分)
	 30日 消費税の中間申告(個人事業者)…第3四半期分		30日 固定資産税(第4期分)
	20日 7~12月分源泉所得税の納期限の特例届出書提出		27日 国民年金保険料
12	※日 (本年最後の給与の支払をするとき)…給与所得の年末調整		27日 国民健康保険料(第7期分)
	※日 (本年最後の給与の支払日の前日)…給与所得者の保険 料控除申告書・住宅所得控除申告書提出(給与支払者へ)		27日 市県民税(個人事業者の第4期分)
	1日 消費税の確定申告(個人事業者)スタート		27日 国民年金保険料
	10日 源泉所得税納付(年2回納付特例適用者)		31日 国民健康保険料(第8期分)
	20日 源泉所得税納付(納期特例届出書提出者)		31日 固定資産税の償却資産に関する申告 書提出
1	31日 支払調書提出		
	31日 源泉徴収票交付(税務署長・受給者へ)		
	31日 給与支払報告書の提出(市町村長へ)		
	※日 (本年最初の給与支払日の前日)…給与所得者の扶養控 除等申告書提出(給与支払者へ)		
2	1日 贈与税の申告スタート		27日 国民年金保険料
	16日 所得税に確定申告スタート		末日 国民健康保険料(第9期分)
	15日 贈与税の申告おわり 		27日 国民年金保険料
3	15日 所存税に確定中告めわり 		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	15日 所得税第3期分の延納届出書(延納期限5月31日)		
	31日 消費税の確定申告(個人事業者)おわり		
	<u> </u>		